

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	岩手県矢巾町

矢巾町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業観光課農林振興係
所在地 矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
電話番号 019-611-2612
FAX番号 019-611-2609
メールアドレス sangyosinko_n@town.yahaba.iwate.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ハクビシン、カラス、ニホンジカ、イノシシ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	岩手県矢巾町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積	被害金額
ツキノワグマ	麦類	4a	2千円
	果樹	93a	3,951千円
	野菜	69a	199千円
	小計	166a	4,152千円
ハクビシン	果樹	5a	37千円
	飼料作物	7a	13千円
	野菜	1a	49千円
	小計	13a	99千円
カラス	果樹	1a	52千円
	野菜	2a	109千円
	小計	3a	161千円
ニホンジカ	水稲	1a	11千円
	豆類	2a	39千円
	果樹	1a	11千円
	野菜	1a	10千円
	小計	4a	71千円
イノシシ	水稲	38a	413千円
	果樹	1a	1千円
	飼料作物	8a	13千円
	野菜	38a	134千円
	小計	85a	561千円
合計		271a	5,044千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

ツキノワグマ	町内西部地域の果樹被害が顕著であり、過去には人身被害も発生している。市街化地域での出沒事例もあり、出沒域が拡大している。
ハクビシン	町内全域で果樹を中心とした被害が発生している。生息範囲も拡大しており、市街地への出沒も確認されている。
カラス	町内全域で野菜を中心とした被害が発生している。市街地にも大量に飛来しており、糞等による環境的被害及び人的被害も発生している。
ニホンジカ	近隣市町で被害が発生しており、町内でも目撃事例が増加している。
イノシシ	町内西部地域での被害が急増しており、水稻・野菜に被害が発生している。目撃事例も急増しており、出沒域も拡大している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

ツキノワグマ

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	415.2万円	332.2万円
被害面積（果樹、野菜）	1.66ha	1.33ha

ハクビシン

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	9.9万円	7.9万円
被害面積（果樹、飼料作物）	0.13ha	0.1ha

カラス

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	16.1万円	12.9万円
被害面積（果樹・野菜）	0.03ha	0.02ha

ニホンジカ

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	7.1万円	5.7万円
被害面積（豆類）	0.04ha	0.03ha

イノシシ

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	56.1万円	44.9万円
被害面積（水稲・野菜）	0.85ha	0.68ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	町猟友会に委託し、わな及び銃器による捕獲を実施している。 矢巾町鳥獣被害防止対策協議会で被害防除機材等を購入、新規狩猟者確保に向けた免許取得等に係る費用の補助を実施。	学習した鳥獣が増え、わなによる捕獲が難しくなっている。 イノシシの急増による被害が深刻化しているが、上記の状況から捕獲数が伸びない。 町猟友会会員の高齢化による後継者不足により、体制の維持が懸念される。
防護柵の設置等に関する取組	矢巾町鳥獣被害防止対策協議会で電気柵設置についての補助を実施。	防護柵等による被害防除を行っている圃場近から、行っていない圃場へ鳥獣が出没しており、出没箇所への対策が必要となっている。
生息環境管理その他の取組	刈払いによる緩衝帯の設置、有害鳥獣出没に係る注意喚起のチラシを作成し配布を実施している。	目撃情報があった場所の付近にて、刈り払い等による緩衝帯の設置を行いたいが、民有地であった場合、措置が難しい。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

自動撮影機等を用い、野生鳥獣の獣種の特定による効率的かつ効果的

な捕獲を進め、被害が多発している農地を中心に侵入防止柵の設置及び生息環境管理のための刈り払いを実施し、有害鳥獣を寄せ付けない環境をつくる。

また、町、町猟友会、町鳥獣被害防止実施隊だけではなく、農家を始めた自治会等との連携を強化し、地域全体で捕獲、被害防除及び生息環境管理に取り組むこととする。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

町と町猟友会が有害鳥獣駆除事業委託契約を締結し、町猟友会会員による捕獲にあたる。

市街地出没等の緊急時には県、警察と連携して追い払いや捕獲を実施し、大型獣類の捕獲の際には、町鳥獣被害対策実施隊が中心となり、実施隊員へのライフル等の使用も含めた対応を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～令和7年度	ツキノワグマ ハクビシン カラス ニホンジカ イノシシ	被害状況や被害地域ごとに効果的なわなの設置方法や捕獲体制について検討し、最も効果が期待できる方法で捕獲に取り組む。 また、新規狩猟免許取得に係る費用の補助を実施し、狩猟者の増加に努める。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①	ツキノワグマについては、第5次ツキノワグマ管理計画に基づき被害を効果的に防除するための最小限の捕獲とし、町単独での捕獲計画は設定しない。
②	ハクビシンについては、わなによる捕獲を強化し、積極的に捕獲を実施する。
③	カラスについては、銃器による捕獲に加えて、わなによる捕獲を積極的に実施する。
④	ニホンジカについては、生息状況を把握しながら、被害が拡大しないように積極的に捕獲を実施する。
⑤	イノシシについては、わなによる捕獲を強化し、積極的に捕獲を実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ	町単独での捕獲計画は設定しない	町単独での捕獲計画は設定しない	町単独での捕獲計画は設定しない
ハクビシン	可能な限り捕獲する	可能な限り捕獲する	可能な限り捕獲する
カラス	400羽	400羽	400羽
ニホンジカ	被害状況により可能な限り捕獲する	被害状況により可能な限り捕獲する	被害状況により可能な限り捕獲する
イノシシ	可能な限り捕獲する	可能な限り捕獲する	可能な限り捕獲する

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・銃器及びわなによる有害捕獲の実施 予定時期 4月～翌3月 予定場所 矢巾町内

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

○ライフル銃による捕獲等を実施する必要性

- ・ わなや散弾銃を利用した有害鳥獣捕獲を実施しているが、農作物被害は恒常的に発生している。
- ・ 散弾銃のみでの有害鳥獣捕獲では、至近距離からの発砲が必要となり、対象鳥獣に気づかれ有害鳥獣捕獲が進まない状況にある。
- ・ 射程の長いライフル銃による有害鳥獣捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能となり、捕獲率も向上する。また、半矢の防止にもつながり、事故防止も図ることが出来る。

○取組内容

・ ニホンジカの有害鳥獣捕獲

捕獲手段：ライフル銃及びわなによる捕獲

捕獲予定時期：4月から翌3月(有害鳥獣捕獲許可期間に準じる)

捕獲予定箇所：町内一円

・ イノシシの有害鳥獣捕獲

捕獲手段：ライフル銃及びわなによる捕獲

捕獲予定時期：4月から翌3月(有害鳥獣捕獲許可期間に準じる)

捕獲予定箇所：町内一円

・ ツキノワグマの有害鳥獣捕獲

捕獲手段：ライフル銃及び箱わなによる捕獲

捕獲時期及び捕獲期間：有害鳥獣捕獲許可による

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
矢巾町全域	—

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ ハクビシン ニホンジカ イノシシ	電気柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵 1,000m	電気柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵 1,000m	電気柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵 1,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	地域住民で組織する組合による、草刈り等による侵入防止柵の管理		
	効果的な追払い方法について、関係機関・団体と連携し研究や被害防除技術の実証を行う。		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～令和7年度	ツキノワグマ ハクビシン カラス ニホンジカ イノシシ	刈払い等による緩衝帯の設置や町、岩手中央農業協同組合の広報誌、ホームページ等による被害情報の収集と被害防止対策の普及啓発を行い、誘引物となる放任果樹等の適正処理等について広く町民に周知する。

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

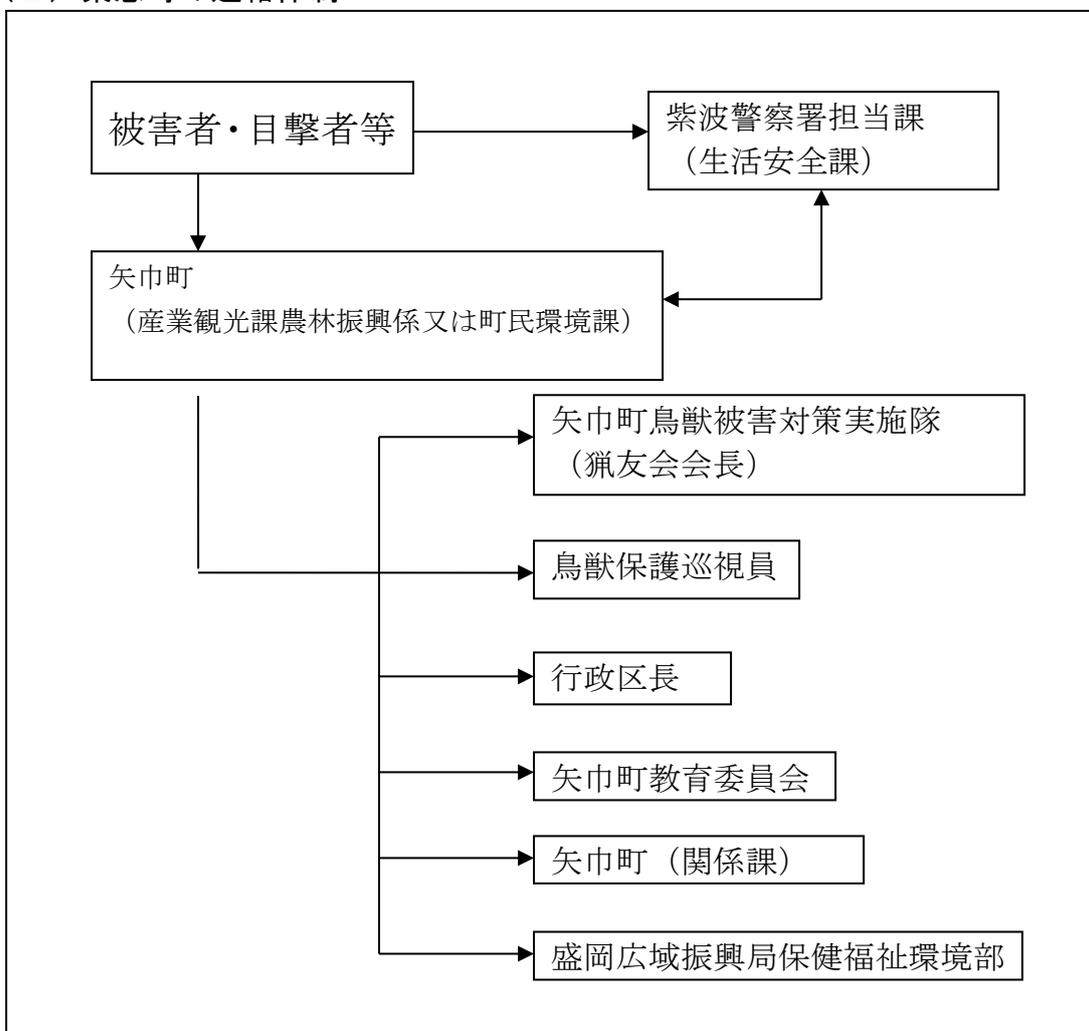
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
矢巾町産業観光課	広報誌、ラジオ放送等による周知 出没地域における巡回、広報 有害鳥獣捕獲等の許可
矢巾町鳥獣被害対策実施隊	緊急時における対象鳥獣の追い払い 対象鳥獣の捕獲

紫波警察署	出没地域における巡回、広報
矢巾町猟友会	対象鳥獣の捕獲
岩手中央農業協同組合	被害の把握
盛岡広域振興局保健福祉環境部	有害鳥獣捕獲等の許可、指導、助言

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理方法については、一般廃棄物扱いで焼却及び埋設により適切に処理し、野生鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを活用する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲頭数が少なく、出荷制限が現在も続いていることもあり、食品利用については計画していない。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の

知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	矢巾町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
矢巾町産業観光課	全体総括及び有害鳥獣捕獲等の許可、指導等
岩手中央農業協同組合矢巾地域営農センター	農作物被害情報等の収集及び意見提言等
矢巾町猟友会	有害鳥獣捕獲に関する取り組みと意見提言等
盛岡広域森林組合南部事業所	森林被害情報等の収集及び意見提言等
岩手県農業共済組合盛岡地域センター	有害鳥獣被害対策活動の指導、助言等

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
紫波警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言
盛岡広域振興局農政部	有害鳥獣被害対策活動の指導、助言
盛岡広域振興局保健福祉環境部	有害鳥獣捕獲等の許可、指導、助言

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>産業観光課職員及び紫波郡猟友会から推薦を受け、町長が適任と判断した者を、鳥獣被害対策実施隊員に任命し、対象鳥獣を緊急に捕獲しなければならない場合の対応にあたる。</p> <p>本実施隊は平成27年10月1日設置、20名前後で構成し、実施隊員は、鳥獣被害防止特措法第9条に定めのある対象鳥獣捕獲員として位置付ける。</p>

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状

況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

計画が現況に適さないと判断されたときは、関係機関と協議し計画の随時見直しを行い、効果的な被害防止に努める。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

町、町猟友会及び岩手中央農業協同組合だけでなく、被害地域の農家自らが鳥獣被害を防止するという意識を持つよう啓発普及に努める。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。